

令和6年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

新潟交通佐渡株式会社

1. 安全方針

『すべては安全から』

「安全の確保」がすべての業務に優先することを社長以下、全従業員が深く認識するとともに、関係法令を遵守し、旅客運送事業者としての責務を誠実に果たすことで社会に貢献する。

新潟交通佐渡株式会社
代表取締役 村山優樹

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

新潟交通佐渡株式会社は、輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、すべての従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り基本的な方針を定め、周知します。

- (1) 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 関係法令を遵守し、安全、安心を基に社会的な信頼を確立するため運輸安全マネジメントを確実に実施し、すべての従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
- (4) 運輸安全マネジメントをすべての社員が一丸となって確実に実施し、PDCA サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

3. 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取組みを重点施策とします。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これらを的確に実施します。
- (6) 新潟交通グループ各社と密接に連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

4. 輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況

(1) 令和6年度 安全目標

- 一. 重大事故（※）件数ゼロを目指します。
（※自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
- 一. 人身事故件数ゼロを目指します。
- 一. 静止物接触事故件数10%削減を目指します。（上期・下期別）
上期 令和6年4月1日～令和6年9月30日
（※前年静止物接触事故15件 → 目標：13件以下）
下期 令和6年10月1日～令和7年3月31日
（※前年静止物接触事故9件 → 目標：8件以下）

(2) 令和5年度 安全目標の達成状況

- 一. 重大事故（※）件数ゼロを目指します。
（※自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
→発生件数0件（目標達成）
- 一. 人身事故件数ゼロを目指します。
→発生件数0件（目標達成）
- 一. 静止物接触事故件数10%削減を目指します。（上期・下期別）
上期 令和5年4月1日～令和5年9月30日
→発生件数15件 目標未達成（※前年9件→対前年比67%増）
下期 令和5年10月1日～令和6年3月31日
→発生件数9件 目標達成（※前年12件→対前年比25%減）

5. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度 実績

自動車の装置の故障による運行中止	→	0件
車内事故	→	0件

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 令和5年度に講じた措置等

安全運行に関連する事項

- ・バス運転士全員のSAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査の実施。
- ・整備管理者選任者全員の整備管理者講習受講。

新型コロナウイルス感染対策に関連する事項（令和2年度より継続実施）

- ・路線バス全車に光触媒コーティング実施。運転席後ろにビニールカーテン設置。
- ・貸切バス全車に光触媒コーティングとオゾン発生器を装着。運転席と客席に仕切り板設置。
- ・タクシー全車に光触媒コーティングとオゾン発生器を装着。運転席と後部座席の間に仕切り板設置。

(2) 令和6年度に講じようとする措置

運行の安全に関わる費用（路線バスと貸切バス全車のドライブレコーダーとデジタルタコメーター、運転士の各種診断、安全管理部門の各種講習、セミナー参加費用等）の他、新型コロナウイルス感染からお客様と乗務員を守る為の対策費用を予算計上しています。

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制

文末別表、弊社の「安全管理体制組織図」によります。

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 全ての運転士に対する指導の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に基づき、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、規程された項目について毎年指導を行うとともに、国土交通省が認定する一般診断を定期的を受診させ運転に関するクセや注意点を把握させることにより、事故防止に取り組んでいます。

○令和5年度実績 一般診断受診 2名

(2) 特定の運転士に対する特別な指導の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の規定に基づき、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者、高齢運転者に対して、特別な指導を行うとともに、国土交通省が認定する適性診断（特定診断Ⅰ・Ⅱ、初任診断、適齢診断）を受診させ、運行の安全を確保するための知識の習得並びに運転技能の改善を図っています。

また、65歳以上の高齢運転者に対しては3年に1回の頻度で適齢診断を受診させる規則がありますが、弊社では2年に1回の頻度で適齢診断を受診させることにより、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について、よりきめ細やかな指導を行っています。

○令和5年度実績 初任診断受診3名 適齢診断受診2名

(3) 小集団活動の実施

定期的に乗務員を小グループごとに集め、運行管理部門も加わり、安全方針に従い、安全目標達成の為に自分たちで具体的に何をすればよいのかを考えさせ、目的意識の醸成、判断力の向上を図っています。また、現状としてどのような問題があるのか、それを解決するにはどうしたらよいのかを乗務員と運行管理部門が意見交換をし、情報を共有することで、より実態に即した運行の安全に努めています。

(4) 運行管理者・運行管理者補助者

運行管理者は、各営業所の安全運行を管理する国家資格者ですが、弊社では、安全確保と厳正な点呼を実践する為、選任義務を超える人数の運行管理者を各営業所に配置しています。また、運行管理者を補助する者に対しても国土交通大臣が認定する運行管理者基礎講習を受講させ、より安全な運行を実現するよう努めています。

また、安全管理部門の担当者に対しては、運輸当局等が主催するセミナーを随時、受講させ、最新の安全情報を習得させて、現場の安全管理に反映させています。

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

弊社の「内部監査手順書」に基づき、内部監査員を指名し、年度末に輸送の安全に係る内部監査を実施しております。内部監査員は各営業所と、経営トップ及び安全統括管理者も含めてチェック監査を実施し、内部監査の結果について経営トップに報告を行います。経営トップは内部監査員からの報告を受けて、必要な予算措置、組織体制の見直し等、継続的改善を常に実践しています。

10. 安全管理規程

弊社ホームページ、運輸安全マネジメントの項目に掲載しています。

11. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者には 常務取締役 島田 久利 を任命しています。

